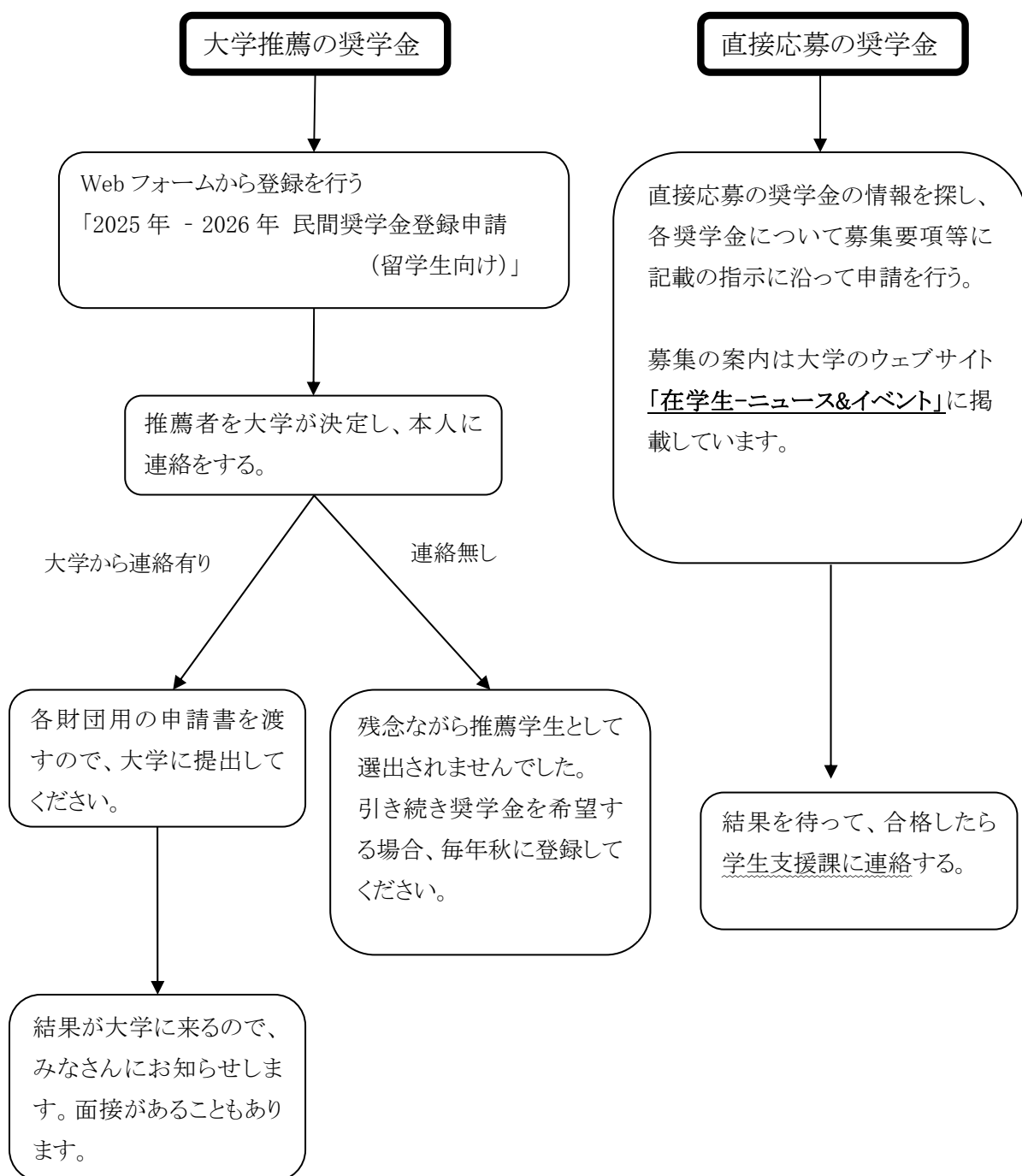


民間奨学金等の推薦基準について

大学からの推薦を必要とする民間奨学金（学習奨励費を含む）の推薦基準については以下のとおりとなっています。

- 1) 大学院生と学部生は分けて順位をつけます。
なお、研究生については、大学院生の次に置くことになります。
- 2) 配点は以下の項目について行い、これらの配点の合計点の高い者から順に推薦者一覧を作ります。
 - (1) 在籍身分（4段階）
大学院生：修士課程、博士後期課程
学 部 生：1，2年生、3，4年生
※研究生のうち、学士修了生は学部3，4年生と、修士課程修了生は修士課程と同じ配点になります。
 - (2) 成績評価（4段階）
総登録単位の成績について考慮しています。
 - (3) 研究業績（4段階）※大学院生のみ
過去1年以内の学会誌等への論文発表状況について考慮しています。
- 3) 合計点が同点の場合、在籍身分の点数が高い者を上位にします。
さらに、在籍身分も同じ場合は、成績評価、研究業績の高い者を上位にします。
- 4) 以上の推薦基準に基づいて作成された推薦者一覧を基にして、各民間奨学財団の募集条件等を考慮して、選考委員会において推薦者を決定します。

民間奨学金の登録申請フローチャート



奨学金 FAQ (2025.9.1)

【奨学金全般】

Q. 奨学金が欲しいのですが、どうしたらよいですか？

A. 奨学金は①「大学の推薦が必要なもの」と②「直接自分で応募できるもの」の2種類があります。
①は民間奨学金への登録申請を行ってください。②は大学 HP で詳細をお知らせしますので、そちらをご覧ください。そのほか、日本学生支援機構(JASSO)ホームページの留学生向け情報でも情報が得られます。

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/planning/by-style/pamphlet/>

Q. 大学推薦の奨学金と直接応募の奨学金を同時に応募してもいいですか？

A. 応募することは可能ですが、ほとんどの奨学金は同時に受給することができないため、両方採用された場合は、大学から推薦した奨学金を必ず優先していただき、直接応募の奨学金は辞退してもらうことになります。

Q. 何人ぐらいの人が奨学金をもらえますか？

A. 例年、登録学生の内 10～20%の学生が大学推薦の奨学金に採用となっています。

【登録について】

Q. 民間奨学金への登録申請とは何をするものですか？

A. 民間の奨学財団等の奨学金で、大学の推薦が必要なものについて、この登録申請を行うことにより選出候補の対象となることが出来ます。

Q. 民間奨学金への登録申請は年に1回でいいですか？

A. 1回でけっこうです。毎年9月に受付を開始し、翌年の8月中旬まで1年中登録が可能です。
但し、学士課程や修士課程を卒業(修了)し、学内進学する場合は登録内容を引き継ぐ必要がありますのでその場合は学生支援課までおしらせください。
例えば、4月に入学した方が入学時(4月)に登録した場合、同年秋に次の登録を開始しますので、その際再度登録する必要があります。

Q. 民間奨学金への登録申請を行いました、結果はいつわかるのでしょうか？

A. この登録申請は、民間の奨学金に一括で登録するだけのものですので、それ自体に合否があるわけではありません。申請書を提出した人を、基準に沿って順位付けを行い、上位の者から条件に合った奨学金に推薦していきます。推薦することが決まったら、学生支援課から直接、電話かメールで本人に連絡をします。連絡がない場合は、まだ推薦が決まっていないということになります。

Q. 現在受給している奨学金の受給期間が2026年3月までです。2026年4月から始まる奨学金を希望する場合、いつ登録すればいいですか？

A. 可能な限り早く登録をお済ませください。2026年4月開始の奨学金の募集は主に2025年10月から2026年5月にかけてあります。

Q. 現在受給している奨学金の受給期間が2026年9月までです。2026年10月から始まる奨学金を希望する場合、いつ登録すればいいですか？

A. 可能な限り早く登録をお済ませください。2026年10月開始の奨学金の募集は2026年春頃に募集があります。但し、10月開始の奨学金は数が少ないです。

Q. 登録した内容について、あとから変更することは可能ですか？

A. 研究業績以外の情報については、状況の変化に応じて登録内容の変更が可能です。
例えば、登録後、日本語能力検定に合格した、ビザを家族滞在から留学に変更した、などの変更が生じた際は、まず学生支援課経済支援グループまでメールにてお知らせください。

Q. 現在、海外にいますが登録は可能ですか？

A. 原則として、本学への入学のために既に日本に来ている学生のみ登録可能です。一時帰国中の方ですぐに日本に戻る予定の方は登録可能です。

Q. 在留資格が「留学」ではありません。登録することはできますか？

A. 登録は可能です。但し、多くの奨学財団は在留資格を「留学」に限定しているため、選出される可能性は低くなります。

Q. 外国籍ですが「永住者(または定住者)」の場合、登録することは出来ますか？

A. 登録は可能です。但し、多くの奨学財団は在留資格を「留学」に限定しているため、選出される可能性は低くなります。日本人学生向けの奨学金で「永住者(または定住者)」も応募可能なものもありますので、そちらもご検討下さい。

Q. 正規の標準修業年限を越えて在学しています。登録することはできますか？

A. 登録は可能です。但し、多くの奨学財団は標準修業年限内で学んでいる学生を対象としているため、選出される可能性は低くなります。

【審査について】

Q. どのようにして、推薦者を決定するのですか？

A. 定期的に学生生活支援委員会という会議を開催し、所属教員の審議によって推薦者を決定し

ています。いつ、どの奨学金への推薦者を決定するかは、財団等から募集要項が届く時期によりますので、はっきりとはわかりません。

Q. 奨学金の金額、支給期間はどれぐらいですか？

A. 奨学金の金額や支給期間は、財団等によって違います。月額が2万円～20万円まで、支給期間は1年間～2年間が多いです。

Q. 成績はどのように計算されますか？

A. 提出してもらった成績表を基に、GPAと似たような計算をして数値を出しています。大学院生の場合、成績とあわせて研究業績も重視されます。

Q. 研究業績はどのくらい前の分まで提出できますか？

A. 2025年-2026年の登録の場合、2024年9月1日から2025年8月31日までの間に論文が掲載、または発表が行われたものが評価の対象になります。この期間に入らないものは対象になりません。掲載予定および発表予定のものは対象になりません。

Q. 論文の査読あり、レフリーありとは何ですか？

A. いわゆるジャーナルペーパー、厳しいpeer reviewを経て掲載される論文のことです。

Q. 日本語能力や英語能力はどの程度必要ですか？

A. 推薦学生を選出する際の語学力は順位付けには用いていませんが、各財団により求める日本語能力が異なりますので、各財団の意向に沿って、要件を満たしている学生を選出します。

なお、JASSOの学習奨励費については、日本語能力N2以上、または英語能力CEFRのB2レベル以上(TOEFL iBT 72点以上、IELTS 5.5点以上またはTOEIC L&R 785点以上)の条件がありますので、これを満たしていない場合は推薦出来ません。